株式交付に係る事後開示書類

（会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める開示事項）

2024 年 8 月 8 日

成友興業株式会社

2024年8月8日

株式交付に係る事後開示書類

東京都あきる野市草花1141-1
成友興業株式会社
代表取締役社長 細沼　順人

当社は、2024年7月10日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、2024年8月8日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社エコワスプラント（以下「エコワスプラント」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

１．株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2024年8月8日

２．株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

（１） 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当するため、該当事項はありません。

（２） 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

i.反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）

当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161

条第２項に従い、2024 年７月 17 日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるエコワスプラントの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第 816 条の４第１項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

ii.債権者の異議（会社法第 816 条の８）

該当事項はありません。

３．株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数)（会社法施行規則第 213 条の９第３号）

本株式交付に際して当社が譲り受けたエコワスプラントの株式の数は、608 株です。

４．株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の９第４号及び同項５号）

該当事項はありません。

５．上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の９第６号）

・当社は、会社法第 816 条の４第１項の規定により、本株式交付について会社法第 816 条の３第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交付を行いました。なお、会社法第816条の４第２項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主(当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。

・当社は、株式交付子会社であるエコワスプラントの株式の譲渡人である株式会社大岳カンパニーとの間で、本株式交付に関して、2024 年７月 31 日付で、会社法第 774 条の６に定める総数譲渡し契約を締結いたしました。

・当社は、本株式交付により、株式交付子会社であるエコワスプラントの株式の譲渡人

に対し、その譲渡するエコワスプラントの普通株式 1 株につき 289.473684210526 株の割合をもって当社の普通株式を割当交付いたしました。なお、当社が割当交付した当社の普通株式の合計は 176,000 株です。

・本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
①資本金の額 金 0 円
②資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額
③利益準備金の額 金 0 円

以上